

分野別施策のページの構成と見方

基本目標 1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

SDGsのゴール

政策の主な事業の取組に該当するSDGsのマークを記載しています。



現況と課題

政策毎に町の現状と課題を記載しています。

(1) 現況と課題

- ◆本町では、近年の保育所への入園希望者の増加に対応するために、町内保育所の保育士新規採用を支援したことで、令和2年度以降、待機児童数ゼロが継続されています。今後も保育ニーズに対応するための保育所の整備や保育士の確保・支援など、保育環境の充実に取り組む必要があります。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。このような状況下においても、町民への子育て支援が滞らないよう、支援体制の強化に努める必要があります。
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的負担を軽減することが重要です。そこで、出産・子育てへの助成や子ども医療費の助成制度を拡大するなど、子育て環境の更なる充実が必要です。
- ◆少子化や核家族化の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、身近な相談相手や親子同士の交流などが少なくなってきました。そこで、子育て中の親子が気軽に行ける場であるキッズランドの利用者数増への取組みや、子育て相談員や子育て包括支援センターの保健師等が妊産婦・乳幼児などの状況を継続的に把握し、適切な情報提供や相談支援等を充実にさせていく必要があります。

施策の体系

政策を構成する施策の体系を示しています。

(2) 施策の体系

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

施策 1-1-1 保育環境の充実

施策 1-1-2 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策 1-1-3 子育ての情報提供・相談支援の充実

(3)施策の内容

施策 1-1-1 保育環境の充実 福祉・子ども課

目指す成果

保育所や児童クラブなどの運営を支援することで、保育環境が整備され保護者が安心して仕事ができる。

成果指標

指標 1	保育所待機児童数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人 (令和3年度)	0人	0人	0人	0人
説明	10月1日の保育所の待機児童数			
指標 2	児童クラブ待機児童数			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人 (令和3年度)	0人	0人	0人	0人
説明	10月1日の児童クラブの待機児童数			

主な事業

事業 1	(継続) 保育委託事業
保育需要に的確に対応するため、保育所等における保育を委託し、安定した保育環境を整備します。	
事業 2	(拡充) 保育士確保支援事業
待機児童発生の要因の一つでもある保育士不足を解消するため、保育士の人材確保や職場定着を支援します。	
事業 3	(継続) 放課後児童クラブ運営事業
保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等、小学生に適切な遊びや生活の場を提供していきます。	
事業 4	(拡充) 子育てファミリー・サポートセンター運営事業
子育て中の家庭を支援するため、子どもの送迎や預かりなど地域の中で助け合いながら行う子育てを支援します。	
事業 5	(継続) 子ども・子育て支援計画策定事業
子ども・子育て支援に関する総合的な事業計画推進のため、第3期計画(令和7年度から令和11年度)を策定します。	
事業 6	(継続) 保育所整備支援事業
保育所の定員を確保するため、事業の運営を支援するとともに現行の保育所等を運営している事業者に対し、保育所等の整備を支援していきます。	
事業 7	(拡充) DV・児童虐待防止対策の推進
虐待の早期発見や配偶者からの暴力の対応について、専門職を配置するなど体制を強化するとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保と自立に向け支援していきます。	

目指す成果

施策毎に、計画の最終年度の令和8年度に実現すべき目指す成果を示しています。

成果指標

目指す成果の達成度を測る指標を設定しています。
 ・町が実施主体でない施策は指標を設定していません。
 ・現状値について、コロナ禍前の数値を採用している場合があります。

主な事業

目指す成果を達成するための必要な事業のうち主要なものを示しています。
 主な事業の中には、1つの事業が複数箇所に記載されている場合がありますが、1箇所を主たる施策に位置づけ、それ以外は事業の末尾に【再掲】を記しています。

基本目標 1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

政策 1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します



(1) 現況と課題

- ◆本町では、近年の保育所への入園希望者の増加に対応するために、町内保育所の保育士新規採用を支援したことで、令和2年度以降、待機児童数0が継続されています。今後も保育ニーズに対応するための保育所の整備や保育士の確保・支援など、保育環境の充実に取り組む必要があります。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。このような状況下においても、子育て支援が滞らないよう、支援体制の強化に努める必要があります。
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的負担を軽減することが重要です。そこで、出産・子育てへの助成や子ども医療費の助成制度を拡大するなど、子育て環境の更なる充実が必要です。
- ◆少子化や核家族化の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、身近な相談相手や親子同士の交流などが少なくなってきました。そこで、子育て中の親子が気軽に行ける場であるキッズランドの利用者数増への取り組みや、子育て相談員や子育て包括支援センターの保健師等が妊産婦・乳幼児などの状況を継続的に把握し、適切な情報提供や相談支援等を充実させていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

施策1-1-1 保育環境の充実

施策1-1-2 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策1-1-3 子育ての情報提供・相談支援の充実

(3) 施策の内容

施策 1-1-1

保育環境の充実

福祉・子ども課

目指す成果

保育所や放課後児童クラブなどの運営を支援することで、保育環境が整備され保護者が安心して仕事ができている。

成果指標

指標 1	保育所待機児童数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0人 (令和 3 年度)	0人	0人	0人	0人
説明	1 0 月 1 日の保育所の待機児童数			

指標 2	放課後児童クラブ待機児童数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0人 (令和 3 年度)	0人	0人	0人	0人
説明	1 0 月 1 日の放課後児童クラブの待機児童数			



主な事業

事業1	(継続) 保育委託事業
保育需要に的確に対応するため、保育所等における保育を委託し、安定した保育環境を整備します。	
事業2	(拡充) 保育士確保支援事業
待機児童発生の要因の一つでもある保育士不足を解消するため、保育士の人材確保や処遇の改善に取り組みます。	
事業3	(継続) 放課後児童クラブ運営事業
保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等、小学生に適切な遊びや生活の場を提供していきます。	
事業4	(拡充) 子育てファミリー・サポートセンター運営事業
子育て中の家庭を支援するため、子どもの送迎や預かりなど地域の中で助けあいながら行う子育てを支援します。	
事業5	(継続) 子ども・子育て支援計画策定事業
子ども・子育て支援に関する総合的な事業計画推進のため、第3期計画（令和7年度から令和11年度）を策定します。	
事業6	(継続) 保育所整備支援事業
保育所の定員を確保するため、事業の運営を支援するとともに現行の保育所等を運営している事業者に対し、保育所等の整備を支援していきます。	



目指す成果

子ども医療費などの助成制度を利用することにより、子育て世帯の経済的な負担が軽減され、安心して子どもを生み育てることができる。

成果指標

指標 1	合計特殊出生率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
0.87人 (令和 3 年度)	0.91人	0.95人	0.99人	1.03人
説明	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計			

主な事業

事業 1	(拡充) 医療費助成事業
子育て世帯の医療費の負担軽減や高校生医療費の現物給付化を推進します。また、児童を養育しているひとり親家庭等の医療費を助成します。	
事業 2	(継続) 子育て祝金支給事業
子どもの誕生を祝福し、出産費用の負担軽減を図るため、出産祝金を支給します。	
事業 3	(継続) 保育の無償化推進事業
子育て世帯の保育料の負担軽減を図るため、多子世帯に係る保育料について助成します。	
事業 4	(新規) 出産・子育て応援事業
安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金を一体的に実施します。	

目指す成果

子育て支援サービスの情報発信や、子育てに関する悩みや相談がいつでも出来る環境を整備することで、保護者が気持ちに余裕を持って楽しく子育てができています。

成果指標

指標 1	キッズランドの延べ利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
10,816人 (令和元年度)	14,300人	14,400人	14,500人	14,500人
説明	キッズランド（子育て情報・交流館アップR）の年間延べ利用者数			

指標 2	出張子育て相談利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	200人	220人	240人	260人
説明	出張子育て相談（はっぴいルーム）の年間利用者数			

主な事業

事業 1	(継続) キッズランド運営事業
乳幼児を持つ保護者同士の交流や子育ての情報提供・相談・助言等を行う子育て支援拠点『キッズランド』を運営し、子どもの健やかな育ちを支援します。	

事業 2	(拡充) 子育て相談支援事業
子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るため、小児科医による乳児相談や発達相談、身近な地域において気軽に相談できる出張相談、また、オンライン相談など、多様な相談体制を整備します。	

事業 3	(拡充) 育児応援塾事業
子育て中の父親を対象とした家事や子育てに関する講座の開催や、親子で一緒に体験する機会を通じた子育て世帯間の交流を支援します。	

事業 4	(新規) 子ども家庭支援事業
虐待の早期発見や配偶者からの暴力の対応について、専門的な相談対応や予防等を行うとともに、関係機関と連携しながら被害者の安全確保や自立、子どもの健やかな成長を支援します。	

事業 5	(新規) 子どもの居場所づくり推進事業
地域における子どもの適切な遊びや家庭で問題を抱える子どもたちの生活の場など、子どもたちが安心して過ごすことのできる場所を確保していきます。	

政策 1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します



(1) 現況と課題

- ◆妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・育児に対するきめ細かな対応が求められています。町では、令和3年より、産婦健診事業を創設し、産後の心身の健康状態にあわせた支援や必要なサービス利用につなげる取組を進めていますが、今後も妊娠期からの親の支援に取り組んでいく必要があります。
- ◆乳幼児期の疾病や異常の早期発見・予防のため、乳幼児健診や予防接種を実施しています。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止の徹底とともに、事前予約制の導入や時間枠内に定員を設ける等の対策を行っており、今後も感染の防止対策に考慮して取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します

施策1-2-1 妊娠・産後期の包括的な健康支援

施策1-2-2 乳幼児への健康づくりの支援



パパの子育て磨き塾



親子ふれあいあそび

(3) 施策の内容

施策 1-2-1 妊娠・産後期の包括的な健康支援

福祉・子ども課

目指す成果

妊娠時からの健康状態を把握し、育児や健康の保持・増進のための知識の提供や支援により、妊産婦の健康が保たれている。

成果指標

指標 1	産婦健診の受診率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
58.6% (令和 3 年度)	65%	75%	85%	95%
説明	産婦健康診査の利用者割合			

主な事業

事業 1	(継続) 子育てケアプラン作成事業
妊娠届出の機会に、保健師等の専門職が面接を行い、子育てのステージに応じたサービスや相談先など一人一人に対応した子育てケアプランを作成します。	
事業 2	(継続) 妊婦健診事業
妊娠期における自身と子の健康状態を知ることで自ら適切な健康管理ができるよう妊婦健康診査を実施します。	
事業 3	(拡充) 産婦健診事業
産後の心身の健康状態や子の育児の状況を早期に把握し、産後の初期段階における母子に対する支援ができるよう産婦健康診査を実施します。また、里帰り先でも受診ができるよう償還払いなどにも対応していきます。	
事業 4	(新規) 妊産婦支援事業
妊娠・出産や子育てに関する悩みや不安を解消し安心して出産・育児ができるよう、産前・産後のサポートや産後ケアを実施します。また、利用者負担を軽減するなど利用しやすい体制を整備します。	

目指す成果

子どもの発育・発達の状態を把握し、疾病等の早期発見・早期治療につなげることにより、乳幼児の健康が保たれている。

成果指標

指標 1	1歳6ヶ月児健診の受診率			
現状値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
83.8% (令和3年度)	100%	100%	100%	100%
説明	—			

主な事業

事業 1	(拡充) 乳児健診事業
乳児期の健康状態や発育発達を確認し、適切な治療につながるよう、乳児健康診査を実施します。また、難聴の早期発見・早期治療のため、生後間もない時期に新生児聴覚スクリーニング検査を追加実施します。	
事業 2	(拡充) 幼児健診事業
子どもの健康状態・発達発育の状況を知り、適切な健康管理ができるよう、幼児健診や精密検査等を実施します。また、3歳児検診において弱視の早期発見・早期治療のため屈折検査スクリーニング機器による検査を実施します。	
事業 3	(拡充) 予防接種事業
感染のおそれのある疾病の発症やまん延を防止するため、予防接種法に基づき予防接種を実施します。また、新たに骨髄移植等により再接種が必要となった際の費用の一部を助成します。	

政策 1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します



(1) 現況と課題

- ◆本町では、若い世代の転出を抑え転入者を増加させるため、定住・移住施策を推進しており、令和3年度の町の人口動態では、転入者が転出者を10人上回る「社会増」となりました。これは、平成9年度以来24年度ぶりとなり、一定の成果があったといえます。
- ◆この傾向が、一過性のものとならないよう、引き続き、若者や子育て世代の定住・移住やUターン者向けの奨励金などを利用した定住・移住促進をより一層取り組む必要があります。あわせて、民間宅地開発事業者に働きかけ、受け皿となる新たな住宅地開発や集合住宅などの建築を誘導する必要があります。
- ◆また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降に定着した、リモートワークに対応した住環境を整えることにより、新たな定住・移住ニーズに対応する必要もあります。

(2) 施策の体系

政策1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します

施策1-3-1 定住・移住の推進

施策1-3-2 新たな住宅地開発の推進【再掲】



(3) 施策の内容

施策 1-3-1

定住・移住の推進

企画財政課

目指す成果

定住・移住制度の認知度が高まり、奨励金制度等の活用が促進され、若者や子育て世代の定住・移住者が増加している。

成果指標

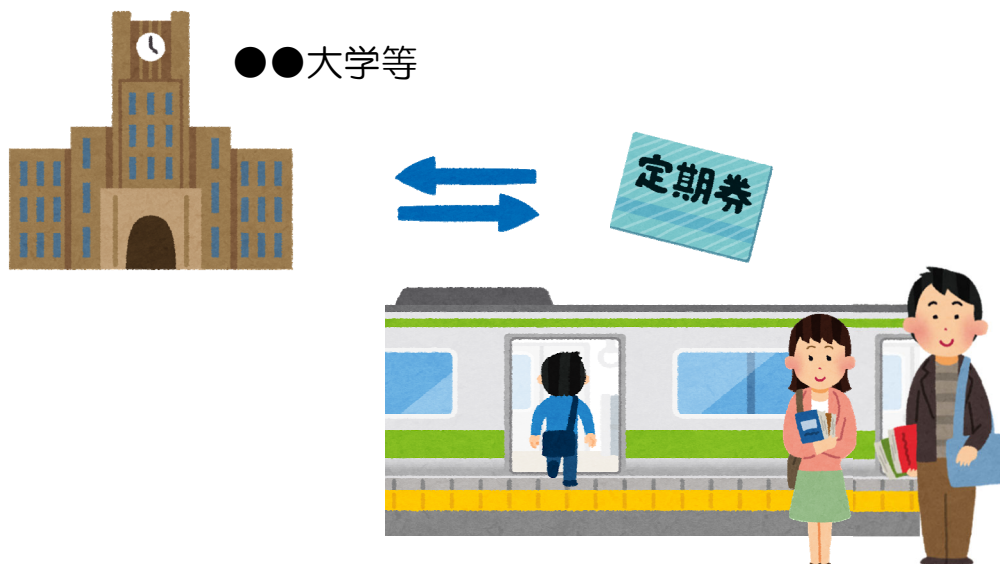
指標 1	子育て世代の転入世帯数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
39世帯 (令和 3 年度)	42世帯	43世帯	44世帯	46世帯
説明	奨励金制度を利用して転入した子育て世帯数			

指標 2	若者（18～34歳）の人口構成率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
12.5% (令和 3 年度)	12.7%	13.0%	13.2%	13.5%
説明	毎年4月1日時点の18歳～34歳の人口の割合			

指標 3	タウンセールスによる転入世帯数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
26件 (令和 3 年度)	32件	35件	38件	41件
説明	訪問した不動産業者等の紹介による転入世帯数			

主な事業

事業1	(継続) 子育て世代の定住・移住の促進事業
新たに住宅を取得した方に定住・移住奨励金を交付します。また、子育て世代の定住・移住を促進するため、中学生以下の子のいる転入世帯に子ども加算金を交付します。	
事業2	(継続) Uターン者の定住・移住の促進事業
町外に転出していた子どもが、仕事や結婚、親の面倒を見るためUターンして転入した場合に、親へ支援金を交付します。	
事業3	(拡充) タウンセールス(定住・移住)推進事業
若い世代の転入を促進するため、町の住宅情報や定住・移住制度の紹介のほか、子育て支援制度等を含めた総合的なPR活動に取り組みます。	
事業4	(新規) 大学生等の定住・移住促進事業
栄町から大学等へ通学する学生の経済的負担の軽減と定住・移住を促進するため、通学定期代を補助します。	
事業5	(新規) 在宅勤務者移住促進事業
コロナ禍の影響等において、リモートワークのために転入してきた方に、在宅勤務に必要な環境整備の一助として応援金を交付します。	



目指す成果

安食駅周辺などへの若者や子育て世代の定住・移住のため、新たな住宅地開発や集合住宅の建設が増加している。

成果指標

指標 1	新規住宅開発地内の住宅建築戸数【再掲】			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8戸 (令和 3 年度)	14戸	15戸	17戸	17戸
説明	-			

主な事業

事業 1	(拡充) 住宅地開発誘導事業【再掲】
利便性の高い安食駅南側地区や有効的な土地利用が見込めるその他の地区においても、定住・移住の受け皿を整備するため、新たな住宅地開発を誘導します。	



基本目標 2 生活環境が整った元気なまちをつくる

政策 2-1 快適な住環境の整備を推進します



(1) 現況と課題

- ◆現在整備が進められている主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの完成により、北千葉道路を経由した東京方面への広域交通利便性の向上が期待されています。今後は、更なる利便性の向上のため、若草大橋先線の事業計画化などが求められています。また、町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行う必要があります。
- ◆良好な住環境を維持するうえで、町民の憩いの場所となる公園は、経年による老朽化した施設の整備が課題となっています。そこで、町民が安全・安心に利用できるように、特に老朽化した公園を計画的に整備するとともにバリアフリー化を推進し、適正な維持管理を行う必要があります。また、近年の大規模災害などにより、町民の防災に関する意識が高まっていることから、避難場所等としての改修も必要となっています。
- ◆安食駅の利便性向上及び利用環境を改善するため、現在駅舎改築等の検討を進めており、その実現に向けた取組が必要となっています。また、町内の公共交通網の拡充に向け、路線バスや循環バスの利便性向上とともに、新たな公共交通システムの導入の検討が必要となっています。

(2) 施策の体系

政策2-1 快適な住環境の整備を推進します

施策2-1-1 国道、県道の整備促進

施策2-1-2 町道の整備と適正な維持管理の推進

施策2-1-3 公園等の整備と適正な維持管理の推進

施策2-1-4 鉄道の利便性向上

施策2-1-5 交通ネットワークの充実

施策2-1-6 地籍調査の推進

(3) 施策の内容

施策 2-1-1

国道、県道の整備促進

都市建設課

目指す成果

交流人口を増やし、沿道開発の促進を図るため国道、県道の整備を促進することにより、交通利便性が向上している。

主な事業

事業1	(継続) 国道、県道の整備促進事業
県道成田安食線安食交差点改良工事、国道356号バイパス道路改良工事などの進捗を図るとともに、若草大橋先線の早期事業計画化について県に要望していきます。	
事業2	(新規) 事業推進のための支援事業
県が行う用地や補償等の交渉の際に、関係者との調整に協力するなど事業の早期完了を支援していきます。	



県道アダプトによる植栽管理

目指す成果

町道を計画的に整備し、適正な維持管理を行うことで、子どもたちをはじめ町民が安全・安心に利用している。

成果指標

指標 1	町道の整備延長			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1,437m (令和 3 年度)	625m	550m	550m	275m
説明	町道の改良や舗装修繕等による整備延長			

指標 2	道路に関する要望への対応率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
85% (令和 3 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	町民等からの道路に関する要望件数に対する対応件数の割合			



町道（前新田地区）

主な事業

事業1	(継続) 前新田地区町道新設事業
前新田地区に新規住宅開発を誘導するため、町道の新設工事を行います。	
事業2	(継続) 矢口地区町道拡幅事業
矢口工業団地拡張事業の進捗に併せ、矢口地区町道の拡幅等の改良工事を行います。	
事業3	(拡充) 通学路整備事業
子どもたちが安全で安心して通行できるように、歩道のない通学路へ歩道の新設や車両の飛込み防止対策工事を行います。	
事業4	(継続) 橋梁整備事業
町民が安全で安心して通行できるように、老朽化した橋梁の整備工事を行うとともに、定期的な点検により適切な更新計画を策定します。	
事業5	(継続) 町道舗装修繕事業
町民が安全で安心して通行できるように、老朽化した舗装の修繕工事を行います。	
事業6	(継続) 町道維持管理事業
町民が安全で安心して通行できるように、定期的な道路パトロールの結果や町民からの情報などにより不具合箇所の修繕工事を行います。また、老朽化した道路照明の更新工事を行います。	
事業7	(継続) バリアフリー化事業
高齢者や障がい者が安全で安心して通行できるように、歩道部の段差を解消するバリアフリー化工事を行います。	

目指す成果

公園等のバリアフリー化等の整備を計画的に行い、町民が安全・安心に利用できるよう適正な維持管理を行っている。また、大規模災害時に、町の災害支援拠点となる公園を、防災機能を兼ね備えた公園に改修することで、町民の安全・安心が確保されている。

成果指標

指標 1	公園のバリアフリー化率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
14.3% (令和 3 年度)	25.7%	31.4%	37.1%	42.9%
説明	全公園に対するバリアフリー化対策済み公園の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) 公園等整備事業
町民が安全で安心して利用できるように、公園を計画的に改修します。また、大規模災害などによる災害支援拠点として、安食台第一近隣公園などを防災機能を備えた公園に改修します。	
事業 2	(継続) 公園バリアフリー化事業
幼児からお年寄りまでが、安全で安心して利用できるように公園の計画的なバリアフリー化を行います。	
事業 3	(継続) 公園等管理事業
子どもたちや高齢者・障がい者の方などが、安全・安心に利用できるように、定期的な点検の実施や、町民要望への対応を行い施設等を良好な状態に維持管理します。	

目指す成果

駅のバリアフリー化や利用環境を整備することにより、駅利用者の利便性が向上している。

成果指標

指標 1	JR安食駅乗降者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3,636人 (令和 3 年度)	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
説明	各年度のJR安食駅乗降者数			

主な事業

事業 1	(拡充) 安食駅駅舎改築事業	企画財政課
誰もが利用しやすい駅にするため、施設のバリアフリー化対策と公共施設との複合化を推進します。		
事業 2	(新規) 南北自由通路整備事業	都市建設課
町民が安全で安心して通行できるよう、老朽化した南北自由通路にバリアフリー化対策を講じるなど改修工事を実施します。		
事業 3	(継続) 成田線活性化推進事業	企画財政課
成田線利用環境向上のため、増発や接続改善などについて J R 東日本に対し積極的に要望活動を行うとともに、沿線活性化のためのイベントなどを実施します。		
事業 4	(継続) 安食駅利便性向上事業	企画財政課
安食駅の利便性の向上を図るため、窓口営業時間外の券売機の稼働や非常停止ボタンの設置などについて、J R 東日本に対し積極的に要望活動を実施します。		

目指す成果

新たな交通ネットワークの構築により、町民の交通利便性が向上している。

成果指標

指標 1	公共交通の利用者数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
66,082人 (令和 3 年度)	67,000人	70,000人	73,000人	73,000人
説明	路線バス、循環バス及び新たな交通形態の利用者数			

主な事業

事業 1	(継続) 路線バス維持事業
地域の生活交通として重要な安食駅から竜角寺台間の路線バスについて、事業者を支援し運行を維持していきます。	

事業 2	(継続) 循環バス運行事業
公共交通空白地域の解消と高齢者など車を運転できない町民の移動手段を確保するため、町内循環バスを運行します。	

事業 3	(継続) 印旛日本医大駅行新規バス路線実証実験事業
町民の移動手段の選択肢を広げるため、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通に合わせ、安食駅から北総線印旛日本医大駅方面へのバス路線の実証実験を実施します。	

事業 4	(新規) 地域公共交通計画事業
既存の路線バスや循環バスを含めて、町として望ましい新たな交通体系を構築します。	

目指す成果

土地の地番・地積・境界等を明確にすることで、土地取引・公共事業の円滑化や課税の適正化が図られている。

成果指標

指標 1	地籍調査の成果面積			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
419ha (令和 3 年度)	501ha	536ha	571ha	621ha
説明	一筆地調査の結果を基に地籍簿と地籍図の案を作成し、土地所有者に縦覧した累計面積（地籍調査対象面積2,074ha）			

主な事業

事業 1	(継続) 地籍調査事業
地籍調査実施計画に基づき、布鎌地区の未実施地区及び安食地区の一部を順次、調査していきます。	



地籍調査

政策 2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します



(1) 現況と課題

- ◆本町では、若い世代の転入者を増加させるため、定住・移住施策を推進していますが、転入者を受け入れる受け皿となる住宅が少なくなっている状況です。そのため、民間宅地開発事業者と連携し、新たな住宅地開発や集合住宅などの建築を誘導する必要があります。
- ◆転入者を増加させるための受け皿として、空家を有効に活用するため、令和2年3月に「栄町空家等対策計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、空家の適正管理と、有効活用に向けた取組を進めていく必要があります。
- ◆賑わいのある住宅地の整備を促進するため、令和4年7月に「栄町立地適正化計画」を策定しました。今後は、同計画に基づく、適切な住宅地開発指導や、社会資本整備総合交付金を活用した安食駅周辺の都市機能の充実など、計画的な都市づくりに取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します

施策2-2-1 新たな住宅地開発の推進

施策2-2-2 空き家等の活用の促進

施策2-2-3 計画的な都市づくりの推進



新たな宅地開発（前新田地区）

(3) 施策の内容

施策 2-2-1

新たな住宅地開発の推進

都市建設課

目指す成果

安食駅周辺などへの若者や子育て世代の定住・移住のため、新たな住宅地開発や集合住宅の建設が増加している。

成果指標

指標 1	新規住宅開発地内の住宅建築戸数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8戸 (令和 3 年度)	14戸	15戸	17戸	17戸
説明	—			

主な事業

事業 1	(拡充) 住宅地開発誘導事業
------	----------------

利便性の高い安食駅南側地区や有効的な土地利用が見込めるその他の地区においても、定住・移住の受け皿を整備するため、新たな住宅地開発の誘導に取り組みます。



新規戸建住宅（前新田地区）

目指す成果

空き家バンク制度により、空き家等の流通が活性化して利活用が促進されている。

成果指標

指標 1	空き家バンクの成約件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2件 (令和 3 年度)	4件	5件	6件	7件
説明	各年度における空き家バンク登録物件の成約件数			

主な事業

事業 1	(継続) 空き家バンク活用の促進事業	企画財政課
空き家の所有者に対し空き家バンク登録制度のPRを行い、新規登録件数を増加させることにより、空き家バンクの活用を促進します。		
事業 2	(新規) 空き家等実態調査事業	都市建設課
適切な管理の行われていない空き家等の実態を把握し、所有者に対して適切な管理や有効活用等を促すことにより、計画的・効率的に空き家対策に取り組みます。		
事業 3	(新規) 空き家等適正管理事業	都市建設課
栄町空家等対策計画に基づき、特定空き家等の認定及び管理に関する措置などを空き家関連法の改正を見据えて行うため、栄町空家等対策協議会を設置します。		

目指す成果

都市計画マスタープランの見直しを行い、適切な土地利用により、町民が住みやすい良好な住環境が確保されている。

成果指標

指標 1	市街化区域内の人口密度			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4,871人 (令和 3 年度)	4,731人	4,688人	4,645人	4,602人
説明	市街化区域内の人口密度 (人/k㎡)			

主な事業

事業 1	(継続) 耐震対策事業	都市建設課
住宅の耐震化に関する相談体制を充実し、耐震診断・耐震改修を支援します。		
事業 2	(継続) 都市再生整備計画推進事業	都市建設課 総務政策課
安食駅周辺を中心とした、都市機能の集積によるコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生整備計画を策定します。		
事業 3	(継続) 立地適正化計画推進事業	都市建設課
計画的に居住機能及び都市施設機能等の誘導を行い、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。		
事業 4	(継続) 地区計画推進事業	都市建設課
町民が住みやすく良好な住環境を確保するため、現状にあった地区計画の見直しの検討を行うなど、適切な土地利用を推進します。		
事業 5	(継続) 宅地開発等指導事業	都市建設課
新たな市街地の形成や、まちの活性化に寄与する開発等についての相談などに対し、開発指導要綱等に基づき適切に指導します。		
事業 6	(新規) 宅地耐震化推進事業	都市建設課
大規模盛土造成地について、地震等による被害を未然に防ぐため、造成地の安全性確認調査を実施するなど、宅地の耐震化対策を推進します。		
事業 7	(新規) 都市計画マスタープラン策定事業	都市建設課
様々な社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランを見直します。		

政策 2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します



(1) 現況と課題

- ◆地球温暖化の原因は温室効果ガスの増加と言われ、国においては、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け取り組んでおり、近隣でも「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する自治体が見られる中、町でも国の目標を達成するための各種取り組みが求められています。
- ◆良好な生活環境を次世代に引き継いでいくためには、恵まれた自然環境の維持・保全や環境負荷の軽減に取り組むことが求められています。そのため、合併処理浄化槽への転換補助事業の推進や、野焼きの防止・違法埋立て等の指導を強化するとともに、あき地の雑草繁茂対策や環境美化活動など、良好な環境の保全に取り組む必要があります。
- ◆老朽化が著しい下水道施設を計画的に改築更新するため、令和3年3月に「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、改築更新工事を行うとともに施設の維持管理を適正に行い、環境基準に適合した処理水を放流する必要があります。

(2) 施策の体系

政策2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します

施策2-3-1 自然環境の保全と良好な生活環境の確保

施策2-3-2 再生可能エネルギーの導入促進

施策2-3-3 公共下水道施設整備の推進

施策2-3-4 公共下水道の適正管理

(3) 施策の内容

施策 2-3-1

自然環境の保全と良好な生活環境の確保

経済環境課

目指す成果

公害による被害の無い衛生的で美観の整った良好な生活環境が維持され、おいしい水が提供されるなど快適な生活が保たれている。

成果指標

指標 1	合併処理浄化槽の設置件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5基 (令和 3 年度)	5基	5基	5基	5基
説明	町補助金で設置された合併処理浄化槽の設置数			

指標 2	雑草除去指導件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
77件 (令和 3 年度)	70件	70件	70件	70件
説明	条例に基づくあき地の雑草除去指導件数			



環境美化活動

主な事業

事業 1	(継続) 合併処理浄化槽への転換補助事業
公共用水域の水質汚濁の改善を図るため、単独処理浄化槽又はくみ取り式から合併処理浄化槽への転換者に対し補助金を交付します。	
事業 2	(継続) 野焼きの防止・違法埋立て等指導事業
地域の環境保全のために、野焼き、未許可による埋立てや、その他の公害の監視指導に取り組みます。	
事業 3	(継続) 大気汚染等の情報提供事業
光化学スモッグやPM2.5の注意報・警報などの大気汚染情報を迅速に防災メールや防災無線で町民へ情報提供します。	
事業 4	(継続) あき地の繁茂対策事業
あき地の雑草繁茂を防止するため、管理不良状態の所有者に対し条例に基づき適切に指導します。	
事業 5	(継続) ペットの適正飼育事業
ペットの飼育に関するマナー向上に向けた啓発を実施するとともに、狂犬病予防注射の必要性を周知し、適正な飼い方を促します。	
事業 6	(継続) 水道の広域供給事業
美味しい水を安定供給するため、長門川水道企業団が行う水道事業を支援するとともに、水道料金の高騰を抑制し受益者の負担軽減を図ります。	
事業 7	(継続) 美化運動の推進事業
町民や各種団体等と協力し、ごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。また、不法投棄防止のため、啓発看板の設置やパトロールを実施します。	

目指す成果

大気環境への負荷が低減されるよう、太陽光発電などの再生可能エネルギーやエコカー等の導入により、温室効果ガスの排出が抑制されている。

成果指標

指標 1	住宅用脱炭素設備の設置補助件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8 件 (令和 3 年度)	8 件	8 件	8 件	8 件
説明	家庭用燃料電池システム等の設置補助件数			

指標 2	公用車のエコカー保有台数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5 台 (令和 3 年度)	6 台	7 台	8 台	9 台
説明	ハイブリッド自動車・電気自動車等の低公害車保有台数 (累計)			

主な事業

事業 1	(継続) 住宅用脱炭素設備設置助成事業	経済環境課
住宅への脱炭素設備の導入を促進するために家庭用燃料電池システム等の設置者に対し補助金を交付します。		

事業 2	(拡充) 公共施設等大規模改修(長寿命化)事業【再掲】	企画財政課
建築年度や老朽化状況を考慮し、計画的に改修工事を行います。		

事業 3	(新規) エコカー導入事業	企画財政課
電気自動車やハイブリッド自動車等、エコカーの優先導入を図り、公用車両を計画的に更新することで、脱炭素化を推進します。		

事業 4	(継続) 学校給食センター建替事業【再掲】	教育課
老朽化が著しい給食センターを現行の学校給食衛生管理基準に適した施設とするとともに、災害時には、炊き出し対応も可能な施設として建設します。また、脱炭素化に向け再生可能エネルギーの利用促進を検討していきます。		

事業 5	(継続) ふれあいプラザ施設大規模改修事業【再掲】	生涯学習課
ふれあいプラザさかえが安全安心に利用できるよう、ふれあいプラザさかえ個別施設計画(長寿命化計画)に沿って大規模改修事業を行います。また、災害支援拠点の機能を確保するため再生可能エネルギー設備の活用を図ります。		

目指す成果

老朽化が進む下水道施設を計画的に改築・更新をすることにより、適正な汚水処理が図られている。

成果指標

指標 1	公共下水道施設改築更新・耐震化事業の進捗率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— (令和 3 年度)	37.6%	48.4%	72.1%	100.0%
説明	ストックマネジメント計画及び総合地震計画に基づいた令和 8 年度末計画事業の各年度末事業進捗率			

主な事業

事業 1	(継続) スtockマネジメント計画推進事業
ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した施設の改築・更新事業を実施します。また、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を設定します。	
事業 2	(継続) 総合地震計画推進事業
総合地震対策計画に基づいて、施設の耐震化の推進を図ります。	



公共下水道マンホール

目指す成果

下水道施設の老朽化に伴う施設の耐震化や改築・更新などを計画的に実施することにより下水道事業が健全に経営されている。

成果指標

指標 1	経費回収率			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
84.8% (令和 3 年度)	85.8%	86.3%	86.8%	87.3%
説明	汚水処理に要した費用に対する回収割合 (使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100) 【公費負担除く】			

指標 2	下水道処理区域内の未接続世帯の解消件数			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3件 (令和 3 年度)	3件	3件	3件	3件
説明	接続可能な下水道処理区域内における下水道未接続世帯解消件数			

主な事業

事業 1	(新規) 経営戦略推進事業
中長期的な基本計画である経営戦略を策定し、合理的な経営を行うことにより下水道事業会計の経営基盤の強化を図ります。	

事業 2	(継続) 公共下水道未接続解消事業
公共下水道整備区域内の下水道未接続世帯に対し、下水道への接続PRを行ない未接続世帯を解消します。	

政策 2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します



(1) 現況と課題

- ◆コロナ禍の影響を受け外出自粛や在宅勤務など、町民の生活環境の変化により、家庭ごみの排出にも影響が生じ、ごみの適正な分別や資源化、更により一層の減量化が求められています。そこで、ごみの組成分析を確認しながら、生ごみの削減などのごみ減量化施策を更に推進していく取り組みが必要となっています。
- ◆し尿を適切かつ効率的に広域処理するため、印西地区衛生組合に対し費用負担を行っています。施設の老朽化により、次期施設の早期建設が必要となっています。そのために、次期施設整備事業が円滑に進むよう、構成市町の立場から支援を行うとともに、適正な処理費用の負担を行っています。

(2) 施策の体系

政策2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します

施策2-4-1 ごみ減量化の推進

施策2-4-2 し尿等の適正処理の推進



剪定枝・雑草回収コンテナBOX

(3) 施策の内容

施策 2-4-1

ごみ減量化の推進

経済環境課

目指す成果

ごみ減量化の取り組みにより排出量が減少し、ごみ処理が適正に行われている。

成果指標

指標 1	家庭ごみの一人 1 日当たりの排出量			
現状値	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
493グラム (令和 3 年度)	477グラム	469グラム	461グラム	454グラム
説明	町民が排出する一人 1 日当たりの資源物を除いたごみ量			

主な事業

事業 1	(継続) 廃棄物収集・運搬事業
家庭系一般廃棄物をごみ集積所等から適正かつ迅速に収集運搬します。また、ルールを守らない廃棄物が排出されないように指導します。	
事業 2	(継続) ごみの広域処理促進事業
印西地区環境整備事業組合における適切かつ効率的な広域処理を行うため、次期中間処理施設や地域振興施設の建設及び維持管理に係る費用負担の適正化に努めます。	
事業 3	(継続) ごみ減量化推進事業
廃棄物減量等推進員の協力のもと、ごみの減量化や分別の徹底を図ります。また、資源回収運動により資源物を積極的に回収するとともに 3 R を推進していきます。	

目指す成果

家庭から排出されるし尿等が適正に処理されている。

主な事業

事業 1	(継続) し尿の広域処理促進事業
印西地区衛生組合における適切かつ効率的な広域処理を行うため、次期処理施設の建設や地域振興が円滑に進むよう支援するとともに、費用負担の適正化に努めます。	



印西地区衛生組合